

専門実践教育訓練給付制度について

当協会の「キャリアコンサルタント養成講習」は「専門実践教育訓練給付制度」の指定講座です。詳細は以下をご参照ください。

「専門実践教育訓練給付金」を受けるには?

「専門実践教育訓練給付金」は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)または被保険者であった方(離職者)が対象となります。

養成講習開始の原則 2 週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブ・カードを作成し、ハローワーク(公共職業安定所)へ必要書類を提出する必要があります。

支給対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日(以下、「受講開始日」という)に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日) 以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年 以内)であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

- ※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については 支給要件期間が2年以上あれば可(平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、 その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が 必要)。

<厚牛労働省ホームページ>

- ●教育訓練給付制度
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.h
 tml
- 専門実践教育訓練給付金Q&A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html

専門実践教育訓練給付制度については、2024年10月1日受講開始の講座より、最大給付率が改訂されました。同制度に関するパンフレット挟み込み資料は、以下の赤枠箇所が追記・変更となります。

給付金が支給されるまでの流れ



住居所を管轄する ハローワークで 手続き

講習修了時

受講料の

50%

資格取得+就職

受講料の

20%

が追加支給

**

※在職中の方は、資格取得で 支給

文紀 ※休職中の方は、資格を取得 し、かつ修了日の翌日から 1年以内に被保険者として雇 用された場合に支給

合計

受講料の

70%

が支給

*

[6]

*訓練前後で賃金が5%以上 上昇した方(※)には、受講 料の10%(上限年間8万円) を追加支給(合計して受講料 の最大80%が支給)

※2024年10月1日以降に 受講開始した方について適用

給付金が適用された場合の受講料と支給額

■ 通常価格の場合 ※金額は全て税込み

講習申込時の支払額

330,000 円

修了時の支給額 (50%)

165,000円

資格取得+就職時の 支給額(20%)

66,000円

合計支給額 (70%)

231,000円

実質自己負担額 99,000円

*訓練前後で賃金が5%以上上昇した方(※)には、受講料の10%を追加支給

(※)2024年10月1日以降に受講開始した方について適用

その場合の実質自己負担額 66,000 円

■当協会「会員割引」を適用の場合 ※金額は全て税込み

講習申込時の支払額

297,000円※

修了時の支給額 (50%)

148,500円

資格取得 + 就職時の 支給額(20%)

59,400円

合計支給額 (70%)

207,900円

実質自己負担額 89,100円

*訓練前後で賃金が5%以上上昇した方(※)には、**受講料の10%を追加支給**

(※)2024年10月1日以降に受講開始した方について適用

その場合の実質自己負担額 59,400 円

※割引制度については、「講習概要」の受講料欄の「受講料の割引制度について」でご確認ください。

厚生労働省 専門実践教育訓練 給付金のご案内(2024.10.1改)

2024年10月1日以降受講開始に適用の「訓練前後で賃金が 5%以上上昇した場合の追加支給(10%)」に関する要件、 手続き等については、お近くのハローワークにお問合せください。



専門実践教育訓練給付金の申請手続き

【受講前】

- 1. 住民票のある住所を管轄するハローワークで受給資格&支給要件の確認
- 2. 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けて ジョブ・カード作成
- 3. 申請手続き

ジョブ・カードを作成し、**受講開始日の原則2週間前までに**下記の書類を原則本人の住居所を管轄するハローワークに提出します。

(提出書類)

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ② 訓練前キャリアコンサルティングを受けて作成したジョブ・カード
- ③ 本人・住居所確認書類及び個人番号(マイナンバー)確認書類
- ④ 写真2枚 (最近の写真、正面上三分身、縦3.0cm×横2.4cm)
- ⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

【受講修了後】

4. 支給申請

専門実践教育訓練の受講が修了したら、受講修了日の翌日から1か月以内に下記の書類を原 則本人の住居所を管轄するハローワークに提出し、申請手続きを行います。

(提出書類)

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証
- ② 教育訓練給付金支給申請書
- ③ 専門実践教育訓練修了証明書
- 4 領収書
- ⑤ 返還金明細書※対象者のみ

【資格取得・就職】

5. 追加給付(※)の支給申請

受講を修了した後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方、またはすでに被保険者として雇用されている方が受けられます。

支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内、被保険者としてすでに雇用されている方は、資格を取得した日の翌日から1ヶ月以内です。

- ※追加給付を受けるためには、受講開始時点に受験することが予定されていた最初の試験に 合格し、キャリアコンサルタントの資格登録をする必要があります。
- 専門実践教育訓練給付金の受給をご検討中の方は、受給資格や受給に必要な手続等の詳細をご自身の住民票のある住所を管轄するハローワークにご自身でご確認ください。

専門実践教育訓練給付金の申請手続き

【受講前(受講開始日の原則2週間前まで)】

Step 1

住民票のある住所を管轄するハローワークで受給資格&支給要件の確認



Step2

キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」受講と 「ジョブ・カード作成」



Step3

申請手続き

ジョブ・カードを作成し、下記の書類を 原則本人の住居所を管轄するハローワークに提出する

指定番号 : 1310171-1920011-0

教育訓練施設の名称:一般社団法人日本産業カウンセラー協会

教育訓練講座名:一般社団法人日本産業カウンセラー協会

キャリアコンサルタント養成講習

受講開始予定年月日:2024年12月1日

受講修了予定年月日:2025年3月31日

(提出書類) ①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

②訓練前キャリアコンサルティングを経て作成したジョブカード

③本人・住居所確認書類及び個人番号(マイナンバー)確認書類

④写真2枚(最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.5cm

⑤払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード



手続き後、『受給資格者証』が交付されます

本手続きは原則として開講の2週間前までに 行う事となっていますのでお早めににお手続き下さい。 ※詳細はハローワークまでお問合せ下さい